

香芝市の特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月20日

香芝市長 福岡憲宏

香芝市条例第32号

香芝市の特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

香芝市の特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表中44の項を45の項とし、23の項から43の項までを1項ずつ繰り下げ、22の項の次に次のように加える。

23 産業医	月額 40,000円
--------	------------

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。